

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年7月29日
【事業年度】	第2期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥田 楯彦
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第2期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤り（連結財務諸表の注記事項（デリバティブ取引関係）における記載もれ）などがありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

なお、訂正後の連結財務諸表について監査報告書を添付していませんが、新日本有限責任監査法人に監査を受けておりません。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

4．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

注記事項

（デリバティブ取引関係）

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_ 頁で示してあります。

## 第一部【企業情報】

### 第5【経理の状況】

#### 1【連結財務諸表等】

##### (1)【連結財務諸表】

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(訂正前)

<p>前連結会計年度 (自平成17年10月1日 至平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法によっています。 たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。 商品・原材料・貯蔵品 同左</p>

(訂正後)

<p>前連結会計年度 (自平成17年10月1日 至平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>_____</p> <p>たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっています。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法によっています。 <u>デリバティブ</u> <u>時価法によっています。</u> たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。 商品・原材料・貯蔵品 同左</p>

注記事項

(デリバティブ取引関係)

(訂正前)

前連結会計年度(自平成17年10月1日至平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(訂正後)

前連結会計年度(自平成17年10月1日至平成18年3月31日)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

一部の連結子会社において以下の通り、デリバティブ取引を行っています。

取引の内容

一部の連結子会社が利用しているデリバティブ取引は、債券関連で仕組債です。

取引に関する取組方針

仕組債は、子会社の規定に基づき取締役会の決議、承認を得て売買取引を執行しています。

取引の利用目的

仕組債は運用収益の確保を目的としています。

取引に係るリスクの内容

仕組債は、発行会社の信用リスクのほか、取引によっては株価、為替相場、市場金利等の変動リスクを有していますが、仕組債の契約先を信用度の高い大手金融機関に限定しています。

取引に係るリスク管理体制

仕組債のリスクの管理は、子会社の経理担当部署等、管理部門が、為替相場及び市場金利の動向、債券の格付等を見ながら定期的に取締役会を開催して運用の状況を報告し、急激な環境の変化に即座に対応できる体制を整えています。

2. 取引の時価等に関する事項

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	243	243	238	4
合 計		243	243	238	4

時価の算定方法は、証券会社から提示された価格に拠っています。